

江戸川区生活一時資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、生活資金が一時不足する区民に対し、生活一時資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 資金の貸付けを受けることのできる者は、江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有し、住民基本台帳に記録され、かつ、記録後三箇月以上を経過している者で、次の各号の要件を備えていなければならない。

一 災害、疾病その他江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める理由により生活資金が一時不足する者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による扶助を受けている者及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済事業就労制度による生活資金等の貸付けの対象となる者を除く。）で資金を他から借り受けることが困難であること。

二 世帯主であること。

三 現に、江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）による資金（以下「母子福祉生活一時資金」という。）の貸付けを受けていないこと。

(貸付金の限度額)

第三条 資金の貸付額は、一世帯について三十万円以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、五十万円まで貸し付けることができる。

(追加貸付け)

第三条の二 現に資金の貸付けを受けている者は、区長が特に必要と認める場合に限り、前条に規定する貸付限度額から、現に貸付けを受けている額を控除して得た額の範囲で、追加貸付けを受けることができる。

(貸付けの申込み)

第四条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第五条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査のうえ、必要と認める者に対し、予算の範囲内において資金を貸し付ける。

(貸付金の利率等)

第六条 資金の貸付利率は、年一・五パーセントとする。ただし、貸付金に対する利子に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還期間・方法)

第七条 資金の償還期間は、貸付けの日の属する月の翌月から起算して二十五箇月以内とする。

2 償還方法は、原則として均等月賦償還とし、いつでも繰上償還することができる。

(資金の返還)

【レジメ3】

第八条 区長は、資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限の利益を喪失させ、元利金の全額を直ちに返還させることができる。

- 一 偽りの申込み又は不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 二 償還金の支払いを継続して怠つたとき。

(延滞金)

第九条 区長は、借受人が償還期限までに貸付金を償還しないとき、又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、償還すべき延滞元金に対し年七・三パーセントの割合をもつて、償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、貸付金に対する延滞金に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還の免除)

第十条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金の償還ができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額、利子及び延滞金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(保証人)

第十一条 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として区内に住所を有し、次の各号の要件を備える連帯保証人一人以上を立てなければならない。

- 一 母子福祉生活一時資金の貸付けを受けていないこと。
- 二 この資金の貸付けについて他に保証していないこと。
- 三 生活保護法による扶助を受けていないこと。

2 前項の場合において、資金の貸付けを受けようとする者は、自己の立てようとする連帯保証人と、この資金の貸付けについて相互に保証をすることはできない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

江戸川区生活一時資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区生活一時資金貸付条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付理由)

第二条 条例第二条第一号に定める貸付理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本人又は同居の親族の疾病又は負傷により、治療に要する費用等に困窮するとき。
- 二 同居の子弟が、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学等に入学（入園）し、その入学（入園）支度等の費用に困窮するとき。
- 三 災害等により、住宅又は家財に被害を受けたとき。
- 四 本人若しくは同居の親族の結婚又は本人の営む葬祭等のため支出を要するとき。
- 五 本人又は同居の親族が、区内転居するに際し、借家又は借間の契約の費用に困窮するとき。
- 六 借家又は借間の契約更新の費用に困窮するとき。
- 七 食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮するとき。
- 八 本人又は同居の親族の就職のため支出を要するとき。
- 九 本人又は同居の親族がやむを得ない理由により、旅行するため支出を要するとき。
- 十 前各号に定めるもののほか、区長が貸付けを必要と認めるとき。

第三条 条例第三条ただし書に定める区長が特に必要と認める場合とは、前条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する場合をいう。

第三条の二 条例第三条の二に定める区長が特に必要と認める場合とは、資金の償還期間中に更に資金の借受けを必要とする緊急の理由が生じた場合をいう。ただし、正当な理由なく資金の償還が滞っている者については、この限りでない。

(貸付けの申込み)

第四条 条例第四条の規定に基づく貸付けの申込みは、別記第一号様式の申込書による。

2 前条による申込みをしようとする者は、第一項の申込書に事実を明らかにする書類を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付決定通知)

第五条 区長は、前条に規定する貸付けの申込みがあつたときは、貸付けの資格要件等について審査のうえ、貸付けをするものと決定したときは、別記第二号様式の通知書により申込者に通知する。

2 区長は、貸付けをしないものと決定したときは、別記第三号様式の通知書により申込者に通知する。

(資金の交付)

第六条 前条の規定に基づく貸付決定の通知を受けた申込者は、別記第四号様式の借用証書に本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の借用証書の提出があつたとき資金を交付する。

(償還の免除理由)

【レジメ3】

第七条 条例第十条に規定する特別の理由とは、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助を受けることとなったとき。
- 二 区長がやむを得ないと認めたとき。

（償還の免除申請）

第八条 償還の免除を受けようとする借受人は、別記第五号様式の申請書に償還の免除を必要とする事項を証する書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、償還の免除を決定したときは、別記第六号様式の通知書により、償還を免除できないと決定したときは、別記第七号様式の通知書により、申請者に通知する。

（資金の返還）

第八条の二 区長は、借受人について、条例第八条各号のいずれかに該当する事由があるときは、借受人及びその連帯保証人に対し、期限の利益を喪失させ、一括返還させる旨の通知をしなければならない。

- 2 条例第八条第二号に規定する償還金の支払いを継続して怠ったときとは、六箇月以上怠った場合とする。

（届出事項）

第九条 借受人（本人死亡の場合は、相続人。）は、次の各号の一に該当するときは、別記第八号様式の届出書によりすみやかに区長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は保証人が住所若しくは氏名を変更したとき。
- 二 借受人又は保証人が死亡したとき。
- 三 保証人を変更したとき。

（報告等）

第十条 区長は必要と認めたときは、借受人に報告を求め、また必要な指示をすることができる。

（委任）

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第三条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第五条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分に

【レジメ3】

ついて（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第九条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他の債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第十一条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約）

第十二条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に

【レジメ3】

貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。（免除）

第十三条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第二条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 私債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所
- 三 私債権の額
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第三条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。

3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

平成22年1月20日作成

NO 335

生活一時資金貸付金 滞納者カード

借受人			
フリガナ	エドガワタロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 太郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和27年10月29日	最終催告日	平成19年12月12日 郵便
現況	行方不明	特記事項	
区分	保留		

連帯保証人			
フリガナ	エドガワジロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 次郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和15年7月4日	最終催告日	平成20年9月8日 到達
現況	居住	特記事項	借受人関係 友人
区分	督促状送付		

貸付状況			
貸付日	平成12年1月4日	貸付額	200,000円
返済回数	25回	残元金	200,000円
返済開始	平成12年2月1日	督促基準日：平成21年7月31日	
返済終了	平成14年2月28日	滞納額 200,000円	
返済額	0円	利息 6,400円 参考：延滞金 108,400円	
最終納付日		第三者返済人	

〒1330052

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川 太郎 殿 1000

管理番号 1000

督促状

平成21年12月4日

借受人 江戸川 太郎 殿
連帯保証人 江戸川 次郎 殿

江戸川区長 多田 正見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁護士 須田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

1. 貸金返還請求

江戸川 太郎殿を借受人、江戸川 次郎殿を連帯保証人として実行した平成12年10月5日付江戸川区生活一時資金貸付(貸付金額金250,000円)は、遺憾ながら、金289,400円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元 本 金	190,000 円	
利 息	金 6,900 円	
延 滞 金	金 92,500 円	(但し、平成21年12月1日現在)
合 計	金 289,400 円	

については、平成21年12月17日までに、上記元本と利息の合計金196,900円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成21年12月1日現在で既に延滞金が金92,500円となっています。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

2. 納付相談

何らかの事情により前記期限である平成21年12月17日までに上記金員全額のお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

3. 訴訟提起の予告

万一、前記期限である平成21年12月17日までに、上記金員全額のお支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

<同封書類>

- ・納付相談会のご案内
- ・面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・面談カードについて
- ・納付書

納付相談会のご案内

下記の要領にて、納付相談会（個別面談）を実施します。

【注意事項】
 ※予約なしでお越し頂いても面談を受けることはできませんので、ご注意ください。
 ※ご予約のお電話の際には、返済に関する具体的なご相談やご要望には、一切お答えできません。具体的なご相談やご要望は、予約された面談日時に弁護士がお伺いします。
 ※面談内容によっては、開始時間が遅れる場合があります。予めご了承願います。

○面談日時および会場

日	時間	会場
平成22年1月25日(月)	① 午前10時00分～午前10時30分	グリーンパレス (高砂羽衣)
平成22年1月26日(火) ※都合により⑩午後3時45分までの面談時間となります。	② 午前10時30分～午前11時00分	
	③ 午前11時00分～午前11時30分	
平成22年1月27日(水)	④ 午前11時30分～午前12時00分	
	⑤ 午後1時00分～午後1時30分	
平成22年1月28日(木)	⑥ 午後1時30分～午後2時00分	
	⑦ 午後2時00分～午後2時30分	
平成22年1月29日(金)	⑧ 午後2時45分～午後3時15分	
	⑨ 午後3時15分～午後3時45分	
	⑩ 午後3時45分～午後4時15分	

○面談場所

グリーンパレス（東京都江戸川区松島1丁目38番1号）

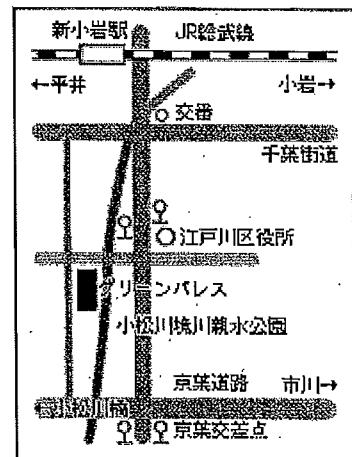
○面談時間

前記の面談日時のいずれかで、お一人あたり約30分間となります。

面談開始時刻の5分前までには、面談場所までお越し下さい。

○持参して戴くもの

- ・印鑑（認印可、シャチハタ不可。）
- ・身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）
- ・面談カード（同封） 事前に必要事項をご記入の上、面談当日にご持参ください。



納付相談を希望される方は、平成21年12月17日（木）までに、下記の連絡先に電話をして、面談時間を予約した上で、予約日に面談場所にお越し下さい。（予約については先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。）

なお、納付相談を希望される方で、どうしても上記面談日時にご都合がつかない場合は、下記にご相談ください。

連絡先： マイスタット法律事務所

住所： 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1-13
 中村ビル5階

電話： (03) 3518-8456

（土日祝日を除く、午前10時00分～午後6時00分の間にお電話下さい。）

以上

面談カード

受付No. _____

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 (才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費		円					
	家賃	円 預金	円 毎月の返済額					
	クレジットで購入した物品を所持していますか		有・無					
	自動車を所有していますか		有・無					
生命保険に加入していますか		有・無						
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
債務の概要(合計金額 約 万円) <下記に内訳をご記入ください>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所) 該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

面談カードについて

1. 面談カードを提出して戴く理由

病気、失業、多重債務等、滞納を生じた原因には様々な要因があると思われま。納付相談会では、そうした事情をお伺いし、問題解決のために共に協議させて戴きたいと考えています。

江戸川区は、債務者の生活状況や資産・負債の状況等に応じて、滞納金について、分納、減免等の措置を講ずることにより問題を解決する用意があります。しかし、そうした措置を講ずるには地方自治法、同施行令に定める所定の要件を充たしていることが必要です。

面談カードは、債務者の方から短時間に要領よく事情をお聞きするため、また、上記法令適用の適格性を確認するために用いるものです。ご面倒でも、できるだけ全ての項目についてもれなくご記入戴きますようお願い致します。

なお、「面談カード」は、債権の管理に必要な限度でのみ利用し、秘密は厳守することをお約束致します。

2. 要望事項

正確な金額が分からない項目については、なるべくご調査戴き、それでもご不明でしたら大体の数字でも結構です。また、面談カードの記載事項のうち、次の各事項について資料をご用意できれば当日お持ち戴きますようお願い致します（面談カードの記載が客観的な資料によって裏付けされていることを確認するためです。）。

【収入】

- 直近2か月分の給与明細書または昨年の源泉徴収票

【生活保護】

- 生活保護受給証明書

【資産】

- 土地または建物があるとき ……登記事項証明書（登記簿謄本）
- 自動車があるとき ……車検証の写し
- 生命保険に加入しているとき ……保険証券の写し

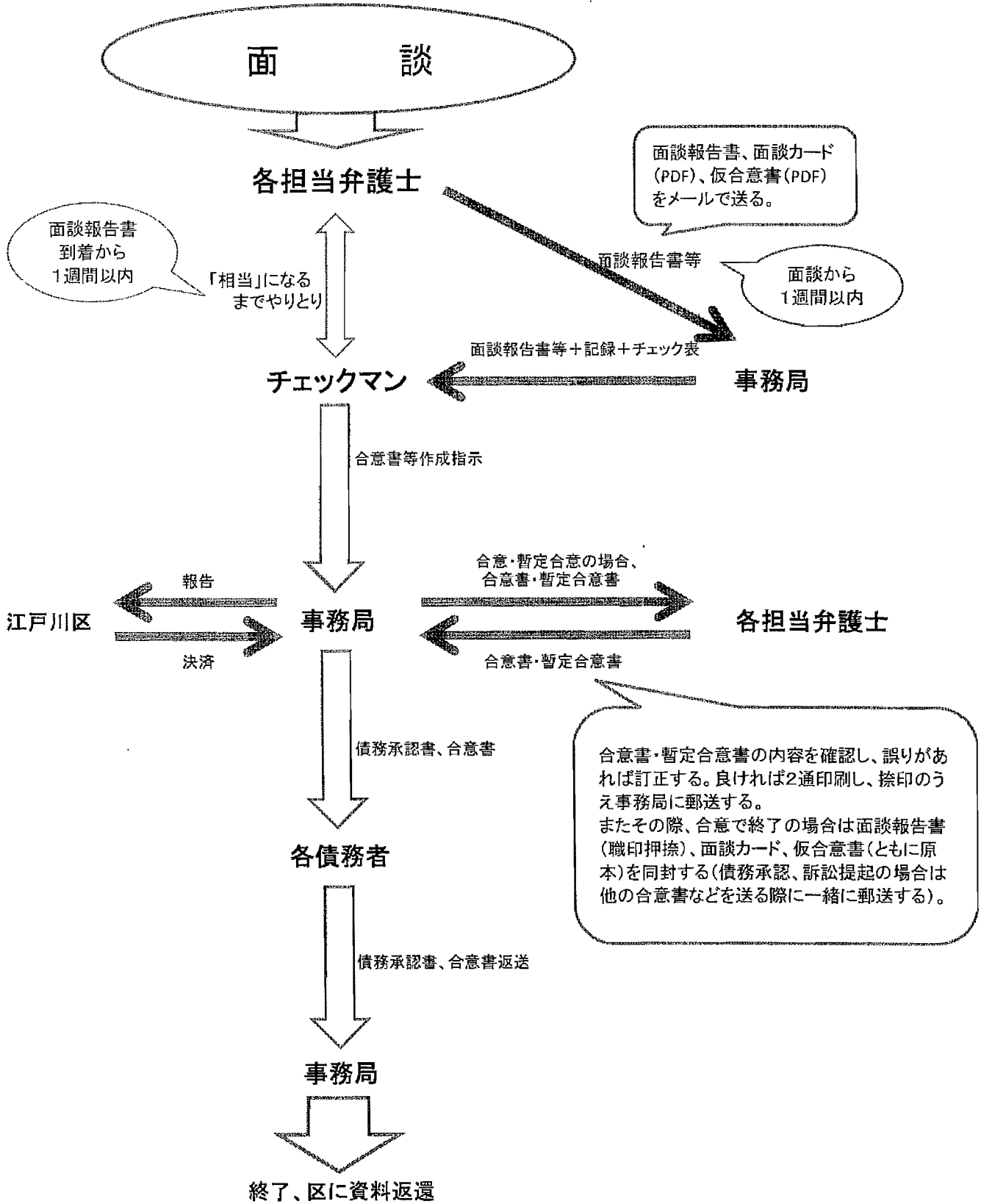
【債務の概要】

多数の債務を抱えておられる場合には、債務一覧表を作成のうえ、ご持参戴きますようお願い致します。様式は自由ですが、業者名、借入時期、現在の残高、保証人の有無等を明示して戴きますようお願い致します。

債務一覧表をご用意戴ければ、債務整理法律相談の必要性の有無や、解決の方向性、東京の弁護士会が実施・運営している債務整理の専門相談（無料相談）をご案内することができます。

ご不明の点があれば、当日の面談の際に担当弁護士にお問い合わせ下さい。以上、宜しくお願い致します。

面談後の流れ



平成23年10月26日

面談結果報告書

〒104-0061

東京都中央区銀座4-10-3

セントラルビル8階

ライツ法律特許事務所

TEL：03-3547-3761 FAX：03-3547-3760

弁護士 西 尾 政 行

管理番号 25●●番

面談者 江戸川 三郎（保証人・63才）免許証で本人確認

現住所：〒132-●●●●

東京都江戸川区●●

TEL： 携帯：

面談日時 平成23年10月25日午後1時30分～2時00分

面談場所 グリーンパレス2階

第1 面談内容

当職が上記面談者と面談し、同人から聴取した話の内容は下記のとおりである。

—記—

1 保証の経緯

借受人の●●●●とは会ったことがなく、私は連帯保証人になった記憶はありません。思い当たることは、保険外交員であった●●の同僚の人間から、「保険の解約のため印鑑証明が2通必要である」と言われて、渡したことがあります。それが流用されてしまったのではないかと思います。

納得はいかないが、借受人の●●さんはすでに亡くなっているとのことですし、私もよく用途を確認せずに印鑑証明を渡してしまっ